

公益社団法人松戸青年会議所 運営に関する規程

第1章 目的

(目的)

第1条 本規程は、定款第41条第1項第2号に基づき、公益社団法人松戸青年会議所（以下「この法人」という。）の運営に関する事項を規定する。

第2章 役員の任務

(理事長)

第2条 理事長は、定款に定める事項のほか、次の任務を有する

- (1) この法人の代表として対外的に発言をして、すべての事業の総括責任を持つ
- (2) 公益社団法人日本青年会議所、公益社団法人日本青年会議所関東地区協議会、公益社団法人日本青年会議所千葉ブロック協議会その他の会議に出席し、この法人の有する議決権を行使及び意見の発表を行う

(副理事長)

第3条 副理事長は、定款に定める事項のほか、理事長と連絡を密にして、常に意見の調整と統一をし、この法人の円滑な運営のため、一体となって努力する

2. 副理事長は、各々分掌の委員会を総括して、活発な活動をはかり、各室及び各委員会間の連絡調整を図る

(専務理事)

第4条 専務理事は、定款に定める事項のほか、適切な会務の運営のため、会務を担当し、各室及び各委員会間の連絡調整を図る

2. 総会、理事会等の会議の円滑な運営のため、その設営運営を担当する

(室長)

第5条 室長は、定款第19条第1項に定める理事の義務のほか、副理事長と委員長との相互連絡及び調整に努める

(理事)

第6条 理事は、定款で定める事項のほか、次の任務を有する

- (1) 理事は、この法人の目的達成のための事業を企画、検討、実施し、かつその成果を認識して、議事録又は報告書をすみやかに理事長に提出する
- (2) 常任理事は、定款第45条第1項第3号に定めるこの法人の業務執行の決定について具体的範囲を定める。また必要に応じて理事会が十分に審議するに足りるよう、議案の内容を整理して、提出することができる
- (3) 常任理事は、理事長、副理事長、専務理事、議長、室長とする
- (4) 理事会における議長は、理事長、副理事長及び専務理事と連絡を密にし、業務遂行意思決定機関である理事会を公正円滑な運営のため、その運営を担当する
- (5) 所属委員会の職務分掌について疑義を生じた場合、理事会の決定に従う

第3章 理事会

(定例理事会)

第7条 定例理事会は、毎月第4水曜日に開催する。ただし、理事会の決議により定例理事会の開催日を変更することができる

(臨時理事会の招集)

第8条 臨時理事会を招集するには、会日の7日前までに、書面により通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話その他の方法により所定の日時を置かないで通知することができる

2. 前項の通知は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により発することができる

(理事会審議事項)

第9条 理事会は、次の事項を審議する

- (1) 定款及び諸規定に関する事項
- (2) 総会及び例会に関する事項
- (3) 会員の入退会、褒賞、懲罰及び除名に関する事項
- (4) 委員会の編成及びプロジェクトチームの設置並びに廃止に関する事項
- (5) 公益社団法人日本青年会議所に関する事項
- (6) 事業計画及び事業報告の承認に関する事項
- (7) 委員会活動の助長及び活動計画の承認に関する事項
- (8) 予算及び決算の承認に関する事項
- (9) 予算執行の監督に関する事項
- (10) その他本会議所の運営に関する事項

第4章 例会

(例会の開催)

第10条 例会は、毎年4回以上、開催するものとする。ただし、必要があるときは、理事会の決議により変更又は中止することができる

(出席義務)

第11条 正会員は、すべての例会に出席する義務を負い、欠席又は遅刻をする時は、必ず、所属委員長に連絡しなければならない

2. 例会に出席した会員は、必ず所定の出席簿に署名をしなければならない

(アテンダンス)

第12条 正会員は、次にあげる各種行事、出向先の会議、委員会その他の会合又は他の青年会議所の例会に出席する必要があるために例会を欠席する場合は、例会に出席したものとみなす

- (1) 全国大会
- (2) 関東地区大会
- (3) 千葉ブロック大会
- (4) 松戸 JC 例会日に行われる他の公式行事
- (5) 京都会議
- (6) JCI エリア会議
- (7) サマーコンファレンス
- (8) JCI 世界会議
- (9) その他理事会が認める大会、行事及び出向委員会

2. 前項の適用については、年度内とし、所定の様式のアテンダンス承認申込書を次回例会の前日まで、総務を担当する委員会に提出しなければならない

(メーキャップ制度)

第13条 正会員は、一身上の都合により、やむを得ず例会を欠席した場合であっても、他の青年会議所の例会に出席することにより例会に出席したものとみなす

2. 前項の適用については、年度内とし、所定の様式のメーキャップ承認申込書を総務を担当する委員会に提出しなければならない

(例会の主管)

第14条 例会の運営は、理事会で決定した委員会が主管する

第5章 室及び委員会

(室及び委員会の構成)

第15条 この法人は、事業遂行のために常設委員会を置き、必要な場合、常設委員会を統轄するために室を置くことができる

2. 常設委員会には、委員長、副委員長、幹事、委員若干名をもって構成し、室を置く場合、室長を定める

3. 常設委員会及び室は一事業年度限りとし、理事会は、次年度の委員会及び室を編成するとともに各委員会の名称を決定し、12月の臨時総会に報告しなければならない

(プロジェクトチーム)

第16条 この法人は、緊急を要する不測の事態が発生した場合、理事会の承認を得て、理事長は、プロジェクトチームを置くことができる

2. プロジェクトチームの構成は、正会員の中から、理事会の承認を得て、理事長が指名する

3. プロジェクトチームは、一事業年度限りとし、理事会で決定した事業の遂行を任務とする

4. プロジェクトチームは、前項の任務を終了したときに、原則として理事会の承認を得て解消する

5. 前項の規定は、理事会の承認を得ない場合は、当該事業年度末日をもって当然に解消されたものとみなす

(委員長、副委員長の役割)

第17条 委員長は、委員会を代表して委員会を統轄し、その任務の遂行につき責任を負う

2. 副委員長は、委員会の円滑な運営ができるように、その設営運営を担当し、委員長を補佐して、委員長に事故あるときはその職務を代行する

(委員会の開催)

第18条 委員会は、月1回以上開くものとする

(出席義務)

第19条 委員会構成員は、月1回以上委員会に出席しなければならない

2. やむを得ない理由で欠席又は遅刻するときは、あらかじめ所属委員会の委員長の承認を得なければならない

(合同委員会)

第20条 委員会は、事業を行うために必要があるときは、他の委員会と合同して事業を行うことができる

(委員会・理事の種類)

第21条 定款第52条第2項の規定に基づき、下記の通り、委員会・会議・理事を設置する。

- (1) 50周年運営委員会
- (2) アカデミー推進委員会
- (3) 会員拡大推進委員会
- (4) 組織力向上推進委員会
- (5) 財政規則審査会議
- (6) 渉外担当理事

第22条 前条の各委員会の業務分掌は、次の通りとする。

50周年運営委員会

委員長 平野 嘉一

松戸青年会議所は明るい豊かなまちの実現を目指し、49年間まちづくり、ひとづくりに取り組み、地域と共に歩んでまいりました。50年目という節目を迎えるにあたり、これまでの歴史と伝統を創り上げてこられた諸先輩方の足跡を集大成として振り返り、決して忘れてはならない創始の精神と未来を見据えた変革の精神を継承し、今度は私たちが次世代に繋いでいくために、地域を牽引する存在として力強く発信していく必要があります。

まずは、諸先輩方が築いてこられた輝かしい歴史を編纂するために、それぞれの時代ごとに一つずつ紐解いて集成し、設立に至った経緯とそれぞれ時代の変遷を把握できる50

周年記念誌を作成することで、創始よりの歴史と未来への歩みを次世代に繋いで行きます。そして、松戸市内外の方々に私たちのまち松戸の魅力を伝えるために、スケールメリットを活かした50周年記念事業を開催し、SNSや様々な媒体を使って告知することで、多くの方々が来るきっかけとなり、我がまち松戸を一層愛していただける機会を作ります。さらに、私たち現役が次世代の歩むべき道を示すために、松戸青年会議所としてこれからの10年に向けて運動の道しるべとなるための未来ビジョン50年代活動指針を作成し、まだ見ぬ次世代メンバーと意識統一を図ることで、足並みを揃えて前に進んでいきます。また、設立以来、地域の方々や同志に支えられてきたことに感謝するために、格式ある厳粛な50周年記念式典を開催し、来場者におもてなしの心を込めて迎えることで、地域の方々や近隣諸団体との変わらぬ良好な関係を構築し松戸青年会議所の存在感を示します。

次の50年に向かうにあたり、過去を振り返り未来に繋げるためのきっかけを与える役目を私たちが担い、メンバー一人ひとりがまちを牽引するという当事者意識を持ち、地域の方々と共に私たちがまちの魅力を広く伝播することで、松戸の明るい未来を創造します。

[事業計画]

1. 会員拡大
2. 地域行事、対外事業等、各事業への積極的参加
3. 他委員会との連携と協力
4. 49年間の歩みを振り返り、次世代に繋ぐ50周年記念誌の作成
5. 多くの人々がこのまちに訪れる機会となる50周年記念事業の開催
6. 未来ビジョン「50年代活動指針」の作成
7. 歴史と伝統を継承する、格式ある厳粛な50周年記念式典の開催

[対外事業]

1. 京都会議
2. 関東地区大会

[地域行事]

1. 緑と花のフェスティバル

アカデミー推進委員会

委員長 田中 隆太

50年の長きに渡り、松戸青年会議所が地域社会の発展に寄与してきたのは、希望に満ちた明るい豊かな社会の実現に向けて運動を継続するなかで、多くの優秀なメンバーを地域に送り出しているからです。40歳で卒業するという組織の新陳代謝が図られているな

かで持続的成長をしていくには、青年会議所の存在意義を組織全体で認識し、将来に向けて率先して活動し、後進に活動意義を伝えることのできる人財を育成することが必要です。

まずは、松戸青年会議所の現状を把握し問題点を的確に抽出するために、意識調査のアンケートを実施し、結果を分析することで、メンバーの自己変革と資質向上に活用します。そして、メンバーが青年会議所の理念と目標を理解するために、歴史や基礎知識を学ぶことができる研修を実施し、活動に必要な精神や見識を育むことで、意識向上を図ります。さらに、これまでの歩みを受け継いでいくために、先輩方の知識や経験を伝承する機会を創出し、紡いできた組織力やまちづくりへの想いに触れることで、活力向上を図ります。また、メンバーがより一層積極的に活動できる環境を構築するために、メンバー間の相互理解が深まる機会を提供し、参加参画意識を醸成させることで、結束力向上を図ります。そして、青年会議所のネットワークやスケールメリットを体感するために、千葉ブロック大会へ参加し、地域毎に特色ある県内メンバーと交流することで、視野拡大を図ります。さらに、入会したメンバーが自身の担いを理解するために、オリエンテーションを実施し、連綿と受け継いできた行動規範やルールを伝承することで、組織の土台造りを図ります。

メンバー全員が、青年会議所活動の意義を理解することで、運動に対し積極的かつ前向きな意識と連帯感が生まれ、組織の活力に繋がっていくと確信します。そして、志高いメンバーが、地域社会に運動を伝播していくことによって、松戸の明るい未来を創造します。

[事業計画]

1. 会員拡大
2. 地域行事、対外事業等、各事業への積極的参加
3. 他委員会との連携と協力
4. メンバーの青年会議所に対する意識調査の実施
5. メンバーの自己変革、並びに資質向上への取り組みの実施
6. 千葉ブロック大会への参加
7. 新入会員へのオリエンテーションの実施

[対外事業]

1. タートン来訪・来松

[地域行事]

1. こどもまつり（ちびっこ相撲）

会員拡大推進委員会

委員長 伊藤 勇太

松戸青年会議所はこれまで明るい豊かなまちの実現を目指して様々な事業を実施してきました。その中で会員拡大は、青年会議所に対する理解者をより多く増やし、運動規模を拡大するために必要不可欠な基本運動として行われてきました。50周年という節目の年だからこそ、青年会議所の原点に今一度立ち返り、会員拡大の重要性や楽しさ等を委員会で共有した上で、当委員会が先頭に立ちメンバー一丸となって取り組む必要があります。

まずは、地域の方々に青年会議所を理解していただき会員拡大へつなげるために、訴求力のある広報物を作成し、OB訪問をはじめ足を使って青年会議所運動等を発信することで、多くのオブザーバーを集めます。そして、全員拡大を実現するために、オブザーバー情報を集約及び共有し、当該情報を元にした会員拡大を行うとともに、その結果を分析及び改善していくことで、メンバー一丸となった拡大活動へとつなげます。さらに、持続的かつ安定的な会員拡大へつなげていくために、メンバーの会員拡大活動に対する意識を高めるセミナーを開催し、一人ひとりの当事者意識を醸成することで、全員拡大の体制確立に向け前進します。また、記録に残る会員拡大活動を実現するために、松戸の未来を担う青年経済人を啓発できる著名な講師をお招きし、規模の大きな講演会を開催することで、多くのオブザーバーを含めた市内外の方々を集めます。そして、多くの新たなつながりを作り会員拡大を実現するために、異業種交流会を開催し、メンバーとオブザーバーとが交流を深め、多くの方々に青年会議所運動等に共感していただくことで、入会へと導きます。

私たちが率先して会員拡大に取り組む姿をメンバーに示すことが全員拡大につながると確信します。また青年会議所運動を広く発信し認知度やイメージを高め会員拡大につながるとともに、入会を熱望されるような組織とすることで、松戸の明るい未来を創造します。

[事業計画]

1. 会員拡大
2. 地域行事、対外事業等、各事業への積極的参加
3. 他委員会との連携と協力
4. 「メンバー全員拡大」の体制を確立させる取り組み
5. 会員拡大に対する意識向上
6. 会員拡大推進活動の企画、運営
7. 新入会員認承式の実施

[対外事業]

1. じゃがいもゴルフ

[地域行事]

1. 七草マラソン
2. 江戸川フラワーライン

3. 松戸花火大会

組織力向上推進委員会

委員長 二瓶 達也

組織の力とはその組織を構成する人の力です。その人の力を十分に発揮するためには、組織として如何に活動しやすい環境を提供するのが重要です。常にメンバーの立場を第一に考え、円滑な組織運営に向けてやるべき担いを組織の下支えとして当たり前に行うだけでなく、急速に変わる時勢に対応するために変化に臆することなく挑戦を続け、メンバーが自主的かつ積極的に活動できる組織に変えていくことが必要不可欠です。

まずは、関係諸団体の皆様や各地青年会議所メンバーに感謝を伝えるために、新年祝賀会を開催し、新体制による今年度の方途を示すことで、躍動感溢れるスタートを切ります。そして、最高意思決定機関である総会、諸会議や監事監査等の設営並びに運営を行うために、各種議案や資料の期限厳守と精査を実施し、諸会議で決定した内容を各委員会と連携して可及的速やかにメンバーに周知できる体制を確立することで、組織を円滑にします。さらに、男女が共存する組織として充実させるために、産休育休制度導入等に着手し、男女問わず安心して活動に取り組める体制を構築することで、組織への信頼感を高めます。また、メンバーが必要な情報を閲覧可能にするために、WEB等を情報共有ツールとして使用し、報告事項やスケジュール等を公開することで、利便性の向上を図っていきます。そして、事業内容や地域行事等をより多くの方々に知ってもらうために、各委員会を巻き込んだ組織的且つ効果的な情報収集を実施し、活動記録の管理やWEBを使った迅速な情報発信を徹底することで、地域から必要とされる透明性がより高い組織にしていきます。

組織力をより向上させ、次の世代により良い環境をしっかりと引き継いでいくとともに、メンバー一人ひとりがお互いを大切に思いやり合える風土を確立し、皆が安心して自主的かつ積極的に活動しやすい運営基盤を構築することで、松戸の明るい未来を創造します。

[事業計画]

1. 会員拡大
2. 地域行事、対外事業等、各事業への積極的参加
3. 他委員会との連携と協力
4. 新年祝賀会の開催
5. 総会並びに諸会議の設営
6. 監事監査、中間監査、年間監査の設営並びに運営
7. 規程、会則の見直しと改正に関する手続き
8. LOM内における効果的且つ迅速な情報共有
9. 例会、各事業等に対する出席率の状況周知

10. ホームページ、並びにFacebookの運営
11. 活動記録の適正な管理
12. その他の委員会に属さない業務

[対外事業]

1. サマーコンファレンス
2. 全国大会

[地域行事]

1. 献血運動

第6章 褒賞

(褒賞の対象)

第23条 この法人の運動に顕著な功績のあった正会員又は委員会に対し、褒賞を行う。なお、褒賞の方法及び内容は、理事会により別に定める褒章規程による

第7章 事務局

(事務局の設置等)

第24条 この法人は、その事務を処理するため、事務局を設置することができる

2. 事務局には、必要に応じ事務局長1名、事務局員及びその他の職員を置くことができる
3. 事務局長は、理事の中から理事会の決議により理事長が任命する
4. 事務局員及びその他の職員は、理事長が任命する
5. 事務局長は、事務局員及び職員を指揮・監督し、会計及び庶務を処理する
6. 事務局の職務分掌は、次のとおりとする
 - (1) 事務局の管理に関する事項
 - (2) 理事会の開催に関する事項
 - (3) 物品、備品の保管、管理に関する事項
 - (4) その他庶務規則に定める事項
7. 前各号の他、事務局に関して必要な事項は理事会の決議により、別に定める

附則 本規程は2017年1月1日より施行される。